

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 既存建築物における窓ガラスの地震対策について

平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震において、福岡市中央区天神の「福岡ビル」のガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生した。

この事態を受け、国土交通省において、ガラスが落下した当該ビルの状況、原因等の調査を行ったところ、当該ビルは、昭和 53 年に改正された建設省告示第 109 号第 3 第 4 号の基準（以下「告示の基準」という。）の導入以前の昭和 36 年に建築されたビルであり、

- ・落下したのは、硬化性のシーリング材を用いた普通板ガラスであったこと
- ・網入りガラスを用いた部分は落下しなかったこと

であることが確認された。また、当該ビルの周辺の建築物では、このような規模でガラスが落下した事例はほとんど見られないことから、告示の基準に適合しない建築物において発生した事例であると考えられるところである。

しかしながら、このようなビルは、当該地区だけではなく、全国に存在すると考えられることから、地震時の窓ガラスの落下・飛散による人身事故の発生を防止するため、貴職におかれては、下記により、建築物の所有者等に対して、当該建築物の窓ガラスの状況等について緊急に調査し、その結果を貴職あて報告するよう要請するとともに、必要に応じ、所有者等に対して、改修を指導するなどの適切な措置を講じるとともに、その結果について当職に報告するようお願いする。

また、今後の防災対策の一層の充実を期するため、昭和 59 年 4 月 2 日付け建設省住指発第 125 号「建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告対象建築物等の指定について」の指定方針に基づき、必要に応じ、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、制度の積極的な運用に努められるようお願いするとともに、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

## 記

### 1 所有者等に対する調査報告の要請

(1)の建築物の所有者等に対し、建築基準法第12条第3項の規定に基づき(2)の調査を実施し、(3)により報告を行うよう要請すること。

#### (1)対象建築物

都市計画法第4条第1項に規定する都市計画において定められた容積率の限度が400%以上の地域内、災害対策基本法第40条又は第42条に基づき地方公共団体が定めた地域防災計画に位置づけられた避難路沿い等、ガラスの落下による災害の危険性の高い地域内における、昭和54年3月31日以前に着工された建築物(告示の基準の適用前の建築物)で、地階を除く階数が3以上のもの。

#### (2)調査内容

対象建築物の道路、避難路等に面しているはめ殺し窓ガラスの設置状況

#### (3)調査結果の報告

特定行政庁による調査結果については、貴職あてに報告させるものとする。

### 2 調査結果に基づく改善指導等

調査結果に基づき、適切な改善指導等の措置を講ずること。

### 3 実施状況の報告

上記1及び2の実施状況について、平成17年4月18日(月)までに、別添様式により当職まで報告をお願いします。

(別添)

都道府県名 \_\_\_\_\_

		建築物数(棟)
調査を要求した建築物の数		
調査報告があった建築物の数		
告示の基準に適合している建築物の数		
告示の基準に適合しない建築物の数		
改修の指導を行った建築物の数	改修済み	
	改修予定	
改修の指導を行う予定の建築物の数		

改修予定は期限を設定しているものに限る。